

—みんなの幸せは、差別のないあたたかなふれあいから—

山城地域(宇治市、八幡市、久御山町以南) 京都府府営住宅空家入居者 11月一般募集案内書

※京都市・乙訓・南丹地域においても募集をしております。詳細は同地域の案内書をご覧ください。

【重要なお知らせです】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、京都府の指示により郵送受付とします。
- 府営住宅等入居申込書、申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書及び自活状況申立書（単身の方のみ）のみで受付可能です（6ページ参照）。その他の必要書類については、当選後に改めて提出していただきます。
- 所定の府営住宅等入居申込書等を所定の封筒に入れ、受付期間内（必着）に京都府庁前郵便局へ郵送してください。
- 入居申込書に申込者の現住所、氏名、希望別団地番号、住宅困窮理由等必要事項に記入もれ、記入不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

◆申込資格については、いろいろな条件がありますので、この案内書をよくお読みのうえ、受付期間内に申込をしてください。

◆府営住宅テレホンサービスもご利用ください。

京都府南部地域（山城地域）

電話 075（414）6363

（京都市〈西京区除く〉）

電話 075（354）1091

（乙訓〈京都市西京区含む〉・南丹地域）

電話 075（382）1093

京都府北部地域（福知山市・綾部市以北）

電話 0773（42）0484

◆京都府住宅供給公社ホームページもご利用ください。

<https://kyoto-juko.jp/>



◆山城地域の問い合わせ先

京都府住宅供給公社

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入
丁子風呂町104番地の2（京都府庁西別館2階）
電話 075（432）2018
（432）2011

※来客用駐車場はありません

令和2年11月

目 次

① 申込の手順	P 1
② 募集する住宅	P 2
募集住宅一覧	P 3 - 1 ~ P 3 - 2
③ 申込資格と申込方法	P 4 ~ P 11
①申込資格	P 4 ~ P 5
②申込についての注意	P 6
③申込時の必要書類	P 6
④当選後の必要書類	P 7 ~ P 10
⑤申込書の書き方	P 10
⑥申込書の記入例	P 11
⑦収入基準	P 12 ~ P 15
※裁量階層について	P 16
④ 申込受付から入居までの流れ	P 17 ~ P 20
⑤ 一般募集予定月	P 21
⑥ 特定目的による優先入居募集	P 21
⑦ 山城地域 主な府営住宅所在地・位置図	P 22 ~ P 23
〈同封用紙〉 ○府営住宅等入居申込書 1 枚	
〈綴込用紙〉 ○給与支払証明書 2 枚 ○営業実績証明書 1 枚	
○自活状況申立書 1 枚 ○申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書 1 枚	

京都府府営住宅から暴力団員を排除します！

(申込に際して、暴力団員でないことの誓約と入居者資格について関係機関への照会に同意していただきます。)

京都府では府営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、京都府府営住宅条例に基づき、府営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

○ 暴力団員

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する者

○ 新規申込者

申込者（入居者）又は同居親族が暴力団員である場合は入居を認めない。

○ 同居許可・使用承継

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は許可しない。

○ 既入居者

暴力団員であることが判明したときは、明渡し請求を行う。

1

申 込 の 手 順

次の順にしたがって、内容をよく確認のうえ、京都府庁前郵便局へ府営住宅等入居申込書及び必要書類を受付期間内（必着）に郵送してください。

（1）以下の申込資格等をよく確認してください。

4～5ページ「①申込資格」

6ページ「②申込についての注意」

12～15ページ「⑦収入基準」

（2）申込団地を1戸選んでください。

2ページ～3～2ページ「②募集する住宅」の中から申込団地を1戸選んで、府営住宅等入居申込書に記入してください。

*申込は1戸に限ります。また、同じ住居にお住まいの方の中で募集の都度1戸に限ります。2戸以上申込されると全部無効になります。

*「②募集する住宅」の備考欄に（申込資格4人（または3人）以上世帯）と表示してある募集住戸への入居申込は表示された人数以上いる世帯であることが必要です。

*単身での入居申込は備考欄に（単身入居可能住戸）と表示してある募集住戸に限ります。また、単身での入居申込は資格（5ページ参照）が必要です。

（3）必要書類を確認してください。

6ページ「③申込時の必要書類」をよく読んでください。

（4）府営住宅等入居申込書を作成して、必要書類を準備してください。

10ページ「⑤申込書の書き方」をよく読んでください。

11ページ「⑥申込書の記入例」をよくご覧ください。

*当月分の申込書（古い申込書不可・コピー不可）に必要事項を記入漏れのないようにボールペンで記入・押印（認印）してください（裏面も忘れずに記入してください。）。

（5）府営住宅等入居申込書及び必要書類を郵送してください。

所定の申込専用封筒に必要な切手を貼って、（4）で作成・準備した府営住宅等入居申込書及び必要書類を入れて、下記の受付期間内（必着）に、京都府庁前郵便局へ郵送してください。

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都府住宅供給公社への直接の持参はご遠慮ください。

*京都府庁前郵便局へ直接持参される場合も郵便料金は必要となります。

*郵便以外（宅配メール等）での受付はできません。

<受付期間> 令和2年11月2日（月）～11月12日（木）京都府庁前郵便局必着
※期間外の到着は無効です。

申込者

郵 送

京都府庁前郵便局

<ご注意>

◎公営住宅の入居申込を代行する業者がありますが、京都府及び京都府住宅供給公社とは一切関係ありません。

2

募集する住宅

◆山城地域 令和2年11月募集の住宅の概要

空 家			
	一般募集		
	府 営 住 宅	30戸	6 団地
	特 別 賃 貸 府 営 住 宅	4 戸	1 団地
	小 計	34戸	

※山城地域とは宇治市、八幡市、久御山町以南の京都府南部地域のことです。

※府営住宅と特別賃貸府営住宅の違いは主に入居収入基準です（12ページ参照）

※募集する空家は、建設以来相当の年数を経過したものもあり、生活に支障のないよう各部の破損や動作不良の整備、汚損部分の美装について対応しているところですが、すべてが新しくなるものではありませんので、ご理解・ご了承の上、申込をお願いします。

◆ 募集住宅一覧

令和2年11月一般募集

一般募集

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

種別	所在地	団地番号	団地名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間取り例	面積 (㎡)	予定 階数	参考 倍率	備 考
府 営 住 宅	宇 治 市	①	西大久保 (2DK)	48	2,070	1戸	① 11,200~16,700 ② 11,200~22,000	6・4.5・DK	37.0	5階	0.0		
		②	西大久保 (2DK)	48		1戸	① 15,100~22,600 ② 15,100~29,700	6・4・DK	37.0	2階	5.0	● 单身入居可能住戸 エレベーター有 平成22年度全面改修棟	
		③	西大久保 (2DK)	48		1戸	① 15,100~22,600 ② 15,100~29,700	6・4・DK	37.0	5階	2.0	エレベーター有 平成22年度全面改修棟	
		④	西大久保 (2DK)	48		1戸	① 16,500~24,600 ② 16,500~32,400	7.5(一部板)・ 4.9(板)・DK	41.9	5階	3.0	エレベーター有 平成18年度全面改修棟	
		⑤	西大久保 (2DK)	48		1戸	① 16,600~24,700 ② 16,600~32,600	7.5(一部板)・ 4.9(板)・DK	42.0	2階	3.0	エレベーター有 平成21年度全面改修棟	
		⑥	西大久保 (2DK)	48		1戸	① 16,900~25,200 ② 16,900~33,200	6・5(板)・DK	42.0	3階	17.0	● 单身入居可能住戸 エレベーター有 平成14年度全面改修棟	
		⑦	西大久保 (2DK)	47		1戸	① 17,000~25,400 ② 17,000~33,400	6・5(板)・DK	42.0	3階	3.0	エレベーター有 平成15年度全面改修棟	
		⑧	西大久保 (2DK)	50		1戸	① 18,600~27,600 ② 18,600~36,500	7.5・6(板)・DK	46.9	3階	7.0	エレベーター有 平成17年度全面改修棟	
		⑨	西大久保 (3DK)	48		1戸	① 12,700~18,900 ② 12,700~25,000	6・4.5・3(板)・DK	41.9	4階	0.0		
		⑩	西大久保 (3DK)	48		1戸	① 13,000~19,400 ② 13,000~25,600	6・4.5・3(板)・DK	43.3	4階	1.0		
		⑪	西大久保 (3DK)	48		2戸	① 13,100~19,500 ② 13,100~25,700	6・4.5・3(板)・DK	43.3	全戸 4階	1.0		
		⑫	西大久保 (3DK)	48		1戸	① 13,500~20,100 ② 13,500~26,500	6・4.5・3(板)・DK	44.4	5階	0.0		
		⑬	西大久保 (3DK)	48		1戸	① 13,500~20,200 ② 13,500~26,600	6・4.5・3(板)・DK	42.0	5階	1.0	エレベーター有	
		⑭	西大久保 (3DK)	48		1戸	① 13,800~20,600 ② 13,800~27,200	6・4.5・3(板)・DK	42.0	5階	1.0	エレベーター有	
		⑮	西大久保 (3DK)	48		1戸	① 13,800~20,500 ② 13,800~27,100	6・4.5・3(板)・DK	42.0	1階	3.0	● 单身入居可能住戸 エレベーター有	
		⑯	西大久保 (3DK)	49		1戸	① 14,500~21,600 ② 14,500~28,500	6・4.5・3(板)・DK	44.4	2階		● 单身入居可能住戸 エレベーター有	
		⑰	西大久保 (3DK)	49		1戸	① 14,500~21,700 ② 14,500~28,600	6・4.5・3(板)・DK	44.4	5階		エレベーター有	
		⑱	檳島大川原	H24		150	1戸	① 18,400~27,400 ② 18,400~36,200	6.3(板)・5・K	40.7	4階	35.0	● 单身入居可能住戸 エレベーター有 (注10)をご覧ください
		⑲	砂 田 (1DK)	H10		100	1戸	① 20,800~31,000 ② 20,800~40,900	7(板)・DK	46.1	3階	16.0	● 单身入居可能住戸 エレベーター有
		⑳	砂 田 (3DK)	H10			1戸	① 31,600~47,000 ② 31,600~62,000	7(板)・6・5.5(板)・ DK	69.9	4階	16.0	エレベーター有

種別	所在地	団地番号	団地名(型別)	建設年度	団地戸数	募集戸数	収入基準	家賃月額(円)	間取り例	面積(m ²)	予定階数	参考倍率	備考
府営住宅	城陽市	⑲	水主	54	245	1戸	① 19,400~28,900 ② 19,400~38,100	6・6・4.5(板)・DK	58.0	2階	8.0	エレベーター有	
		⑳	水主	54		1戸	① 19,500~29,000 ② 19,500~38,200	6・6・4.5(板)・DK					58.0
	京田辺市	㉓	田辺(2K)	44	1,130	1戸	① 9,400~13,900 ② 9,400~18,400	6・6・K	30.1	2階	7.0	単身入居可能住戸 エレベーター有	
		㉔	田辺(3K)	45		1戸	① 10,700~15,900 ② 10,700~21,000	6・6・3・K					35.9
		㉕	田辺(3K)	45		1戸	① 10,700~15,900 ② 10,700~21,000	6・6・3・K	35.8	5階	11.0	単身入居可能住戸 エレベーター有	
		㉖	田辺(3K)	45		2戸	① 10,700~16,000 ② 10,700~21,100	6・6・3・K					35.8
		㉗	田辺(3K)	45		1戸	① 10,800~16,100 ② 10,800~21,200	6・6・3・K	35.8	5階	11.0	単身入居可能住戸 エレベーター有	
	山久御	㉘	下津屋	52	246	1戸	① 18,000~26,800 ② 18,000~35,300	6・6・4.5(板)・DK					56.8
特別賃貸府営住宅	宇治市	㉙	西大久保(3DK)	47	2,070	1戸	③ 13,500~29,600	7.5(一部板)・4.5・4.5・DK	47.3	4階	0.0		
		㉚	西大久保(3DK)	48		1戸	③ 13,800~33,800	6・4.5・4(板)・DK					46.6
		㉛	西大久保(3DK)	47		1戸	③ 14,000~29,600	7.5(一部板)・4.5・4.5・DK	47.3	4階	0.0		
		㉜	西大久保(3DK)	49		1戸	③ 15,400~37,200	6・6・3(板)・DK					51.1
合計						34戸							

- (注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします)
- (注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層(16ページ参照)に該当する世帯です。
- (注3) 間取り例にある(板)とは、床材がフローリングや塩化ビニール貼等の洋室のことです。(優先入居住宅も同じ)
- (注4) 備考欄に「浴槽の設置無」と記載された住戸以外は浴槽を設置しています。(優先入居住宅も同じ)
- (注5) 「参考倍率」は過去5カ年の数値を用いていますが、その間に募集実績がなかった場合は、「/」と記載しています。なお、令和2年10月募集の数値は反映されていません。
- (注6) 一部、有料で駐車場を設置している団地があります。空きがある場合は、入居決定後に別途申し込んでください。(優先入居住宅も同じ)
- (注7) 募集住戸の階数(予定)は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。
- (注8) 単身での入居申込は、備考欄に「単身入居可能住戸」と表示してある住宅に限ります。また、単身での入居申込は資格(5ページ参照)が必要です。
- (注9) 備考欄に「申込資格4人(または3人)以上世帯」と表示してある募集住戸への入居申込は、表示された人数以上いる世帯であることが必要です。(優先入居住宅も同じ)
- (注10) 横島大川原団地には、交流テラス、社会福祉施設(認知症高齢者グループホーム、知的障害者グループホーム、小規模多機能施設)が併設されています。
また、地域の浸水対策として降った雨を団地内駐車場に貯留し、時間をかけて排水路に放流する仕組みを取り入れているため、1時間に約60mm以上の豪雨や長時間の降雨の時など、駐車場の車止め側が最大5cm程度冠水する場合があります。

○一般募集の申込は、団地番号①から⑳で1つしか申込できません。

府営住宅の見学会を行います。

府営住宅の申込に際し、一般的な府営住宅の状況をご確認いただく機会を設けたものです。

*（申し込みをしたい住戸を内覧できるものではありませんのでご注意ください。）

- 見学申込対象者
府営住宅の入居申込を検討されている方
- 見学対象住戸
府営住宅田辺団地の一室を予定
- 見学実施期間
令和2年11月6日（金）～12日（木）（土・日除く）
各日とも、①10：00～10：15 ②10：30～10：45 ③11：00～11：15
④11：30～11：45 ⑤14：00～14：15 ⑥14：30～14：45
⑦15：00～15：15 ⑧15：30～15：45
*感染対策上、時間を区切って1組ごとの入替え制で行います。
- 見学申込受付期間
・受付期間 11月2日（月）～10日（火）（土日除く）
午前9時～午後5時まで
- 見学申込受付方法（事前予約制、先着順です。）
・申込方法 山城府営住宅管理センターに電話予約してください。
【電話】0774-62-3507
*詳細については、管理センターにお尋ねください。
- 見学の際のお願い
・見学は1組3名までとします。
・見学される方には、申込時に氏名、住所等を届け出ていただきます。
・見学の際はマスクの着用をお願いします。
・当日、体温が37.5度以上の方及び体調の悪い方は見学をお断りいたします。
（当日、検温を行い健康状態をお伺いします。）
・見学される方は、指定された日時に直接現地へお越しください。
・車でお越しの場合は、申込の際に管理センターへ申込んでください。

山城地域・10月、11月募集申込なし住戸の再募集について

山城地域の府営住宅 10月一般募集、11月一般募集において入居申込のなかった住戸が生じた場合、令和3年1月に再募集を予定しております。

詳しくは公社ホームページ (<https://kyoto-juko.jp/>) をご覧ください。

（令和3年1月に掲載予定）

3

申込資格と申込方法

①

申 込 資 格

※令和2年11月2日時点の状態が申込資格の判断基準になります。また、入居までにこれらの条件が1つでも欠けたときは、入居できない場合があります。

① 申込者に現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻と同様の関係にある内縁の配偶者又は婚約者を含む。）があること。

- 入居の際には申込者（入居者）及び同居親族全員が同時に入居できること。
- 申込後、申込書記載の同居親族の変更は認められません。
- 同居親族が婚約者である場合は、期限までに入籍する者に限ります。（6ページ参照）
- 婚約者が変わった場合は、申込を無効とします。
- 家族を不自然に分割・同居等の申込は認められません。
 - ・特別の事情がない限り、父母や夫婦の分離、兄弟のみの入居は認められません。
 - ・配偶者以外の別居親族との同居予定での申込は認められない場合があります。
- 内縁の配偶者については、住民票などにより確認できること。（続柄が未届の夫又は妻）
- 未成年のみの世帯等、一般に契約を結ぶことができない年齢にある場合は申込できません。
- 原則として、公営住宅（府営住宅・市営住宅等）の名義人は申込できません。また、同居することもできません。

② 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

原則として以下のいずれかの **住宅困窮理由** に該当することが必要です。

その他、住宅困窮として認められる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

住宅困窮理由	状 況	留 意 点
住宅狭小	家族構成等も考慮した上で、現在の住宅が狭小で不適當な居住状態にあると認められる場合	世帯の構成人数と年齢による基準がありますので、事前にお問い合わせください。
高家賃	現在の住宅の家賃が、収入に比して高い場合	家賃には、共益費、駐車場代及び保険代等は含まれません。 生活保護受給者のうち、家賃月額又は更新料の支払いに自己負担額(住宅扶助費との差額)が発生する方は対象となります。 確定申告で、自宅の家賃全額が地代家賃経費に認められている場合は対象となりません。 現在の住宅の家賃が申込先の府営住宅の家賃より高い方が対象となります。
結婚	期限までに入籍される方、あるいは入籍後1年以内の方で住宅に困窮されている場合	入籍されていない方は、期限までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。
立退き要求	家主から立退きの要求を受け、適當な移転先がないため住宅に困窮している場合	家賃滞納やトラブル等、自己の責めによる立退きの場合は対象となりません。
生活設備不便	専用の台所、洗面所、便所及び浴室のうち、どれかひとつでも欠けている住宅に居住している場合	老人ホームや会社の寮等にお住まいの方は対象となりません。 故障、老朽化によるものは対象となりません。 生活環境による理由では対象となりません。

③ 現に京都府内に住所又は勤務場所があること。

④ 申込者（入居者）及び同居親族の収入（所得）の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入（所得）の範囲内であること。（詳しくは12～15ページの収入基準を

ご覧ください。)

- ⑤ 申込者（入居者）又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。

※入居者資格については、関係機関に照会します。

- ⑥ 単身で申込む方は、前記②～⑥の資格のほか、下表の資格を備えていなければなりません。

○単身での入居申込資格

1 次のいずれかの条件にあてはまること。

- ① 60歳以上の人
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている人（障害の程度が1級から4級まで）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害の程度が1級から3級まで）
- ④ 療育手帳の交付を受けている人（障害の程度が③に相当する程度）
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること。）
- ⑥ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ⑦ 生活保護を受けている人
- ⑧ 支援給付を受けている人（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による受給者）
- ⑨ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の人）
- ⑩ ハンセン病療養所入所者等
- ⑪ 結核の長期療養者（1年以上入院している者で退院が認められる者又は退院後1年以内の者等）
- ⑫ 犯罪被害者等（犯罪等の被害により生計維持が困難になった者又は居住する住宅が滅失・損壊等で居住できなくなった者等）
- ⑬ 加害者に対し保護命令が出されている等のDV被害者（保護命令が出されてから5年以内）

※身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は除きます。

※単身で申込ができる住宅は、3-1～3-2ページの「募集住宅一覧」の備考欄に **単身入居可能住戸** と表示してある住宅に限ります。

※現在の同居親族と別居して単身での入居申込は、原則としてできません。

※単身で申込む方は、自活状況申立書（この案内書に添付のもの）を提出してください。

② 申込についての注意

- ① 次のような場合は、申込をされても失格となります。
 - (1) 申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき。
 - (2) 事実と違うことを書いて申込んだとき。
 - (3) 当選後、住民票、課税証明書（所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）、その他京都府が指定した必要書類を提出されないとき。
- ② 自家所有者の申込について
自家所有者は、原則として申込むことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる場合は申込むことができます。ただし、当選後下記の書類提出が必要になります。
 - (1) 所有権移転登記後の登記簿謄本、または（競売）売却決定通知書
(令和3年1月15日までに提出されないと失格になります。)
令和2年12月9日までに登記簿謄本等を提出された場合 ―――― 3年1月下旬頃入居
令和3年1月15日までに登記簿謄本等を提出された場合 ―――― 3年2月下旬頃入居
- ③ 婚約者との申込について
入籍の翌月の入居になります。ただし、令和3年1月15日までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。
令和2年12月9日までに婚姻届受理証明書を提出された場合 ――― 3年1月下旬頃入居
令和3年1月15日までに婚姻届受理証明書を提出された場合 ――― 3年2月下旬頃入居
- ④ 離婚協議中の申込について
夫婦を分離しての申込は原則としてできませんが、現在離婚協議中の方は、申込むことができます。
ただし、令和3年1月15日までに離婚届受理証明書を提出されないと失格になります。
令和2年12月9日までに離婚届受理証明書を提出された場合 ――― 3年1月下旬頃入居
令和3年1月15日までに離婚届受理証明書を提出された場合 ――― 3年2月下旬頃入居
(注) 裁判所から保護命令が出されている等のDV被害者の方はご相談ください。
- ⑤ その他京都府が指定した必要書類について
上記②～④同様の提出期限及び入居時期となります。

③ 申込時の必要書類

- ① 受付期間に以下の申込時の必要書類等を申込専用封筒に入れて京都府庁前郵便局まで郵送（必着）してください。（受付期間外の到着は無効です。）

申込時の必要書類等（すべての必要事項を記入・押印の上提出してください）

○府営住宅等入居申込書（原本）

*必ず今回の申込専用封筒に同封してあるものを使用してください。

○申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書（原本）

*募集案内書の綴込用紙を使用してください。

○自活状況申立書（原本）〔单身の方のみ提出してください。〕

*募集案内書の綴込用紙を使用してください。

4

当選後の必要書類

① 当選後に以下の必要書類を提出していただきます。

当選者には改めて郵便で必要書類を通知しますので、通知文に同封の返信用封筒に必要な切手を貼って、必要書類全部を期限日までに必ず提出してください。

当選後の必要書類

- 収入（所得）を証明する書類（8ページ参照）
令和2年11月2日時点で収入のある方全員について提出してください
- 収入（所得）のないことを証明する書類（9ページ参照）
令和2年11月2日時点で収入のない方全員（義務教育修了以上）について提出してください
- 生活保護を受けている方は、直近の生活保護受給証明書（原本）（9ページ参照）
- 支援給付を受けている方は、直近の支援給付受給証明書（原本）（9ページ参照）
- 単身で申込される方は、単身資格を確認する書類（9ページ参照）
- 障害のある方は、障害者手帳の全ページ（写し）
- その他京都府が必要とする書類（当選通知でお知らせします。）

② 収入（所得）を証明する書類について

令和2年11月2日時点で収入（所得）のある方全員（義務教育修了以上）については、令和2年度課税証明書及び次表の区分による必要書類を提出してください。

ただし、生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）

現在の勤務先	証明期間	証明書の種類	証明先
平成31年1月1日以前から引き続き勤務している方	平成31年1月1日から令和元年12月31日まで	●令和元年分給与所得の源泉徴収票（写し） （印字されたものは証明印省略可）	勤務先 （証明印押印のものに限る）
平成31・令和元年中に1ヵ月以上休職された方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書（原本） （この案内書に添付のもの）	
平成31年1月2日以降に就職し、申込時までに1年以上勤務している方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書（原本） （この案内書に添付のもの）	勤務先 （証明印押印のものに限る）
就職してから申込時までに1年未満の方	就職した月から申込月の前月まで	●給与支払証明書（原本） （この案内書に添付のもの）	勤務先 （証明印押印のものに限る）

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{か月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$

○就職後まだ1ヵ月分の給与を支給されていない方は事前に京都府住宅供給公社（075-432-2018）に電話でお問い合わせ下さい。

事業所得の方

現在の事業	証明期間	証明書の種類	証明先
平成31年1月1日以前から引き続き営業している方	平成31年1月1日から令和元年12月31日まで	●令和元年分の所得税の確定申告書（控）（税務署の受付印のあるもの）（写し）	本人による証明
平成31年1月2日以降に開業し、申込時までに1年以上営業している方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●営業実績証明書（この案内書に添付のもの）により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入（原本）	
現在の事業を開業してから、申込時までに1年未満の方	開業した月から申込月の前月まで	●営業実績証明書（この案内書に添付のもの）により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入（原本）	

○開業後1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{か月} = \text{推定年間総所得金額}$

○開業後1ヵ月未満の方は事前に京都府住宅供給公社（075-432-2018）に電話で問い合わせてください。

年金収入（所得）のある方

年金収入のある方は直近の年金通知書（はがき）等の写しを提出してください。
企業年金、年金基金、個人年金等の年金支払通知書（写し）も提出してください。

③ 収入（所得）のないことを証明する書類について

収入（所得）のない方

申込時に収入（所得）のない方全員（義務教育修了以上）については、次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

(1) 在学証明（アルバイト等をしていない方）

申込者・同居予定者のうちで高校・短大・大学・各種学校に在学中の方は、学生証の写し（在学証明書の写しも可）

(2) 無職無収入証明書（以下のうちひとつ）（「(原本提出)」と記載のないものは写し）

最新年度の（非）課税証明書（収入額がないことがわかるもの）、健康保険証（国民健康保険証を除く）、退職証明書（退職後3ヶ月以内のもの）、雇用保険受給資格者証（受給中のみ）、離職票（離職後3ヶ月以内のもの）、生活保護受給証明書（原本提出）、支援給付受給証明書（原本提出）、民生委員による状況確認報告書又は無職証明書（直近のもの）等
※支援給付受給証明書については5ページの「⑥の⑧」を参照してください。

④ 生活保護（支援給付）を受けている方

生活保護（支援給付）を受けている方は、直近の生活保護（支援給付）受給証明書（原本）を必ず提出してください。

また、住宅困窮理由（4ページ参照）のわかるものを提出してください。

⑤ 単身で申込される方

単身での入居申込資格（5ページ参照）を確認するため下記の証明書類を提出してください。

区 分	証 明 書 類
①高 齢 者	住民票（当選されてからで結構です。）
②身 体 障 害 者	身体障害者手帳の写し
③精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳の写し
④知 的 障 害 者	療育手帳の写し
⑤戦 傷 病 者	戦傷病者手帳の写し
⑥原子爆弾被爆者	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
⑦生活保護法による被保護者	生活保護受給証明書（原本）
⑧支援給付受給者	支援給付受給証明書（原本）
⑨引 揚 者	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
⑩ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していたことを証明する療養所長の証明書
⑪結核の長期療養者	事前に京都府住宅供給公社075(432)2018までお問い合わせください。
⑫犯 罪 被 害 者 等	事前に京都府住宅供給公社075(432)2018までお問い合わせください。
⑬D V 被 害 者	保護命令決定書の写し等

※単身で申込む方は、自活状況申立書（この案内書に添付のもの）を申込時に提出してください。

⑥ 当選された方の住民票等について

住民票（当選された方のみ提出していただきます。）については入居予定者を含む世帯全員の住民票を提出してください。

なお、住民票の交付を受けられる場合は、「世帯主」又は「世帯主との続柄」の記載のある住民票（外国人住民の場合は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」も明記したもの）を請求してください。

他の親族と同居中の場合は、同居者全員の住民票も提出してください。

住民票以外にも当選後に提出していただく必要書類があります。当選通知でお知らせします。

⑤ 申込書の書き方

- ① 各欄に記入のないもの、記載内容が不明瞭なものや、事実と異なった記入をした場合は、申込が無効となります。（印鑑の押印漏れに注意してください。）
- ② 「**現住所**」は**申込時現在住んでいる場所**を記入してください。アパート・寮等に住んでいる方はその名称及び部屋番号を、また、親・親族・他人の家に同居・間借り等をしている方はその家の世帯主名を記入してください。（現住所が住民票と違う場合は、事前にご相談ください。）
- ③ 「**勤務先の所在地**」は**現在通勤している場所**を記入してください。例えば営業所勤務の場合は、営業所の場所を記入してください。（一時的な通勤先は除く。）
- ④ 「**入居者及び同居親族**」欄は、続柄・年齢等を正確に記入してください。また、**婚約者の場合は続柄を“婚約者”**と記入してください。
- ⑤ 「**1年間の所得額**」は、**収入基準**についての説明をよく読んで記入してください。
- ⑥ 「**入居を希望する住宅等**」欄の「**型別**」については、同一団地で団地名（型別）欄に（2DK）・（3DK）等の表示がある場合にのみ記入してください。
- ⑦ **住宅困窮理由**は、4ページを参照してください。
- ⑧ **婚約者と申込をする方は「婚約証明」欄も記入・押印**してください。
- ⑨ 「**現在お住まいの住宅の状況**」欄の**住戸専用面積**には、**寝室、食事室兼台所、トイレ、浴室、収納スペース等**を含みますが、**共同住宅の共用部分及びバルコニー等**は含まない面積を記入してください。

A票

⑥

申込書の記入例

令和2年11月一般募集

府営住宅等入居申込書

京都府知事様
京都府住宅供給公社理事長様

令和2年11月2日

ふりがな じゅう たく た ろう (住宅)
氏名 住宅太郎

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと及び申込者又は同居しようとする親族が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

また、入居者資格についての関係機関への照会に同意します。 アパート名・部屋番号までご記入ください。

申込者	現住所	〒611-0000 宇治市○○○町▽▽▽番地 ■■■マンション◆棟◇◇◇◇号			携帯電話090-1234-xxxx(妻) 電話0774-21-◇◇◇◇				
	氏名	じゅう たく た ろう 住宅太郎	生年月日 (年齢)	昭和49年11月16日生(45歳)					
	勤務先 の名称	住宅供給株式会社 宇治営業所 宇治市○○○町△△△番地〈派遣元〉住宅派遣(株)京都支店			電話 0774-20-☆☆☆☆				
所在地	実際の勤務先を記入してください。 複数の勤務先がある場合は全部記入してください。								
入居者及び同居親族	氏名	続柄	生年月日 (年齢)	性別	職業	1年間の 所得額	同居・別居 の別(現在)	備考	
	住宅太郎	本人		男	派遣社員	○○○○○円			
	花子	妻	S55年12月2日生 (39歳)	女	無職		(同居)・別居		
	一郎	長男	H15年12月25日生 (16歳)	男	アルバイト (高校2年生)	○○○円	(同居)・別居		
	二郎	二男	H18年11月20日生 (13歳)	男	無職 (中学2年生)		(同居)・別居		
				年 月 日生 (歳)				同居・別居	
				年 月 日生 (歳)				同居・別居	
現住所の 使用関係	自家・借家・ <u>アパート</u> ・間借・同居・UR住宅・公営・その他()								
希望する 住宅等 別	団地番号	団地名	型別	種別					
	⑫	西大久保	3DK	<u>府営住宅</u>	特定公共賃貸府営住宅	特別賃貸府営住宅			
住宅困窮 等の理由	B票(右側)の住宅困窮等の理由欄に必ず記入してください。			※ 申込受付 番号	第 号				

(注) 以下の記載は、省略しています。

(注) ボールペンで記入してください(消せるボールペンは不可)。

⑦

収入基準

① 〔年間総所得金額による基準早見表〕

府営住宅の申込には、申込者（入居者）及び同居親族（内縁の配偶者又は婚約者を含む。）の全員の収入（所得）の合計が公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入（所得）の範囲内であることが必要です。その範囲とは以下の〔年間総所得金額による基準早見表〕のとおりです。

（単位：円）

種 別	収入基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）						
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
府 営 住 宅	①	0 ） 1,896,000	0 ） 2,276,000	0 ） 2,656,000	0 ） 3,036,000	0 ） 3,416,000	0 ） 3,796,000	0 ） 4,176,000
	裁量階層 ②	0 ） 2,568,000	0 ） 2,948,000	0 ） 3,328,000	0 ） 3,708,000	0 ） 4,088,000	0 ） 4,468,000	0 ） 4,848,000
特別賃貸 府営住宅	③	0 ） 3,756,000	0 ） 4,136,000	0 ） 4,516,000	0 ） 4,896,000	0 ） 5,276,000	0 ） 5,656,000	0 ） 6,036,000

（注）裁量階層（16ページ参照）に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

7人以上の場合は、1人増加するごとに380,000円をそれぞれ加算してください。

次の（１）、（２）により、全員の令和２年11月２日時点の収入（所得）を確認し、13～14ページ「②『年間総所得金額の求め方』」、8～9ページ「②収入（所得）を証明する書類について」により計算してください。

（１）収入計算の対象となる所得（所得税法上、課税の対象となるもの）

給 与 所 得	給与、俸給、賃金、賞与等（残業手当、家族手当、皆勤手当等を含む。）ただし、通勤手当等の非課税所得を除く。
年 金 所 得	厚生年金、共済年金、国民年金、企業年金、年金基金、個人年金等の課税対象となる年金。ただし、障害年金、遺族年金などの非課税所得を除く。
その他の所得 （事務所得・雑所得等）	事業所得（保険の外交などを含む。）配当所得、利子所得などの所得（収入から必要経費を差し引いたもの）。

（２）収入計算の対象とならない所得

遺族年金、障害年金、傷病恩給、雇用保険金、労働災害保険金、損害保険金、生活保護扶助費、仕送り等課税の対象とならない所得です。また、課税の対象となる所得であっても、退職所得、譲渡所得、一時所得、その他の所得のうち一時的な収入（おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの）は収入計算の対象となりません。

ただし、婚約者が入籍前日までに退職予定の場合に限り、その給与所得等は無しと判定します。

この場合、申込書の備考欄に「○年○月○日退職予定」と記入してください。

② 『年間総所得金額』の求め方

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）

○次表により8ページ「給与所得の方」を参照して「年間総収入金額」から「年間総所得金額」を算出してください。

（2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。）

（1人2社以上勤務の場合は先に合算したのから算出してください。）

【年間総所得金額算出のしかた】

年間総収入金額	年間総所得金額
651,000円未満	0円
651,000円以上～1,619,000円未満	年間総収入金額－65万円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	96万9千円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	97万円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	97万2千円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	97万4千円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.6
1,800,000円以上～3,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7－18万円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8－54万円
6,600,000円以上～10,000,000円未満	年間総収入金額×0.9－120万円

※端数整理の方法（年間総収入金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合のみ）

年間総収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000をかけてください。

（例）2,859,999円の場合

$$2,859,999 \div 4,000 = 714.99\cdots$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000\text{円}$$

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{ヶ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$

○平成31年1月1日以前から引き続き勤務している方で平成31・令和元年中に1カ月以上休職していない方は令和元年分給与所得の源泉徴収票の給与所得控除後の金額が「年間総所得金額」になります。

事業所得の方

○年間総収入金額から必要経費を控除した額が「年間総所得金額」です。8ページ「事業所得の方」を参照してください。

○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{ヶ月} = \text{推定年間総所得金額}$$

○平成31年1月1日以前から引き続き営業している方で平成31・令和元年中に1カ月以上休業していない方は令和元年分所得税確定申告書（控）の所得金額の合計の金額が「年間総所得金額」になります。

年金収入（所得）のある方

- 次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金総所得金額」を算出します。
 （2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。）
 （1人2種類以上の年金のある場合は先に合算したのから算出してください）

【年間年金総所得金額算出のしかた】

受給者の年齢	年間年金総収入金額（A）	年間年金総所得金額
65歳未満の者	70万円以下	=0
	70万円を超え130万円未満	(A) - 70万円
	130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5千円
	770万円以上の場合	(A) × 0.95 - 155万5千円
65歳以上の者	120万円以下	=0
	120万円を超え330万円未満	(A) - 120万円
	330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5千円
	770万円以上の場合	(A) × 0.95 - 155万5千円

- ③ 申込者（入居者）及び同居親族の中に前記②にかかる複数の所得者がある場合は、それぞれ算出し合算した額が全員の年間総所得金額となります。

④ 控除対象者がいる場合は前記②により算出した額からそれぞれ下表に該当する控除額を差し引いた額が年間総所得金額となります。

【収入計算で控除する種類と控除額】

種 類	要 件	控 除 額
同一生計配偶者で70歳以上の者 老 人 扶 養 親 族	70歳以上の人	1人につき 10万円
扶 養 親 族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき 25万円
障 害 者 (特別障害者を除く) 右の要件のいずれかに該当すること	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ハ 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人 ニ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき 27万円
特 別 障 害 者 右の要件のいずれかに該当すること	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ハ 原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ニ 心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人 ホ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき 40万円
寡 婦 右の要件のいずれかに該当すること	イ 夫と死別・離婚した後婚姻をしていない人、夫の生死の明らかでない人又は婚姻によらないで母となり現に婚姻をしていない人で、扶養親族や年間の所得金額が基礎控除額以下の生計を一にする子(他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族とされている親族を除く)のある人 ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない人で、年間合計所得金額が500万円以下の人	その者に所得がある場合 27万円 その者の所得金額が27万円未満の場合はその金額
寡 夫 右の要件のすべてに該当すること	イ 妻と死別・離婚した後婚姻をしていない人、妻の生死の明らかでない人又は婚姻によらないで父となり現に婚姻をしていない人 ロ 生計を一にする子(合計所得金額が基礎控除額以下で、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子)のある人 ハ 年間合計所得金額が500万円以下の人	その者に所得がある場合 27万円 その者の所得金額が27万円未満の場合はその金額

⑤ 裁量階層（府営住宅申込収入基準が緩和される世帯）は、次に掲げる世帯です。

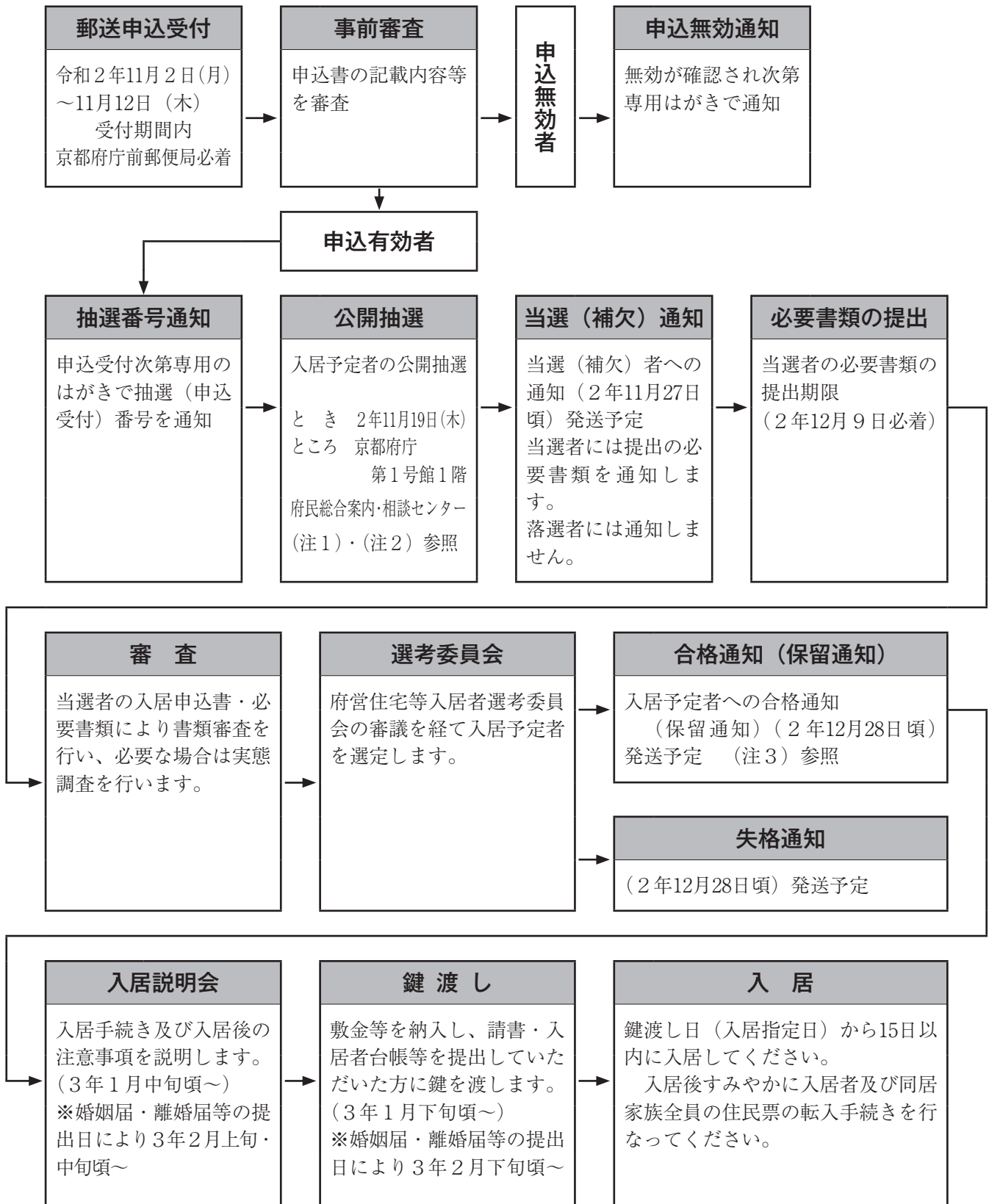
次のいずれかに該当する世帯については、年間総所得金額による基準早見表（12ページ）が府営住宅の収入基準欄②の金額となります。（入居できる収入の上限が引き上げられます。）

世帯区分	要件	必要書類（当選後提出）
障害者	イ 申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高齢者	イ 申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満又は60歳以上」である場合	世帯全員の住民票
	ロ 申込者が60歳以上の者（単身者）	
戦傷病者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
引揚者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者	入所していたことを証明する療養所長の証明書
新婚世帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満でかつ婚姻後1年未満の者がある場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等
小学生以下の子どもがいる世帯	入居時点において、同居者に小学校6年生以下（入居後最初の4月1日時点で満13歳未満）の者がある場合	世帯全員の住民票
多子世帯	今回の受付期間初日において、同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合	世帯全員の住民票

（注） 裁量階層に該当していた世帯であっても、該当する必要条件が満たされなくなった場合は、年間総所得金額による基準早見表（12ページ）が府営住宅の収入基準欄①の金額となります。その場合は家賃月額が増加することがあります。

4

申込受付から入居までの流れ



(注1) 公開抽選の結果については、当公社(京都府庁西別館2階)前及び京都府庁第1号館1階府民総合案内・相談センターに掲示し、当公社ホームページにも掲載します。当選者及び補欠者には通知を送付します。当選者には住民票等の必要書類の提出についてもお知らせします。

(注2) 公開抽選結果の電話照会は抽選日の午後3時以降に応じます。

抽選日の翌日以降は平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間をお願いします。

照会用電話番号は075-432-2018、432-2011です。

(注3) 保留通知は書類不備により入居保留者となられた方に発送します。必要書類を期限日までに提出されて審査に合格された場合は令和3年2月下旬頃以降の鍵渡しとなります。

◆申込書郵送先
(1ページ参照)

〒602-8031 京都市上京区
京都府庁前郵便局留置

- 申込専用封筒を京都府庁前郵便局へ直接持参される場合も郵便料金は必要です。
- 郵便以外（宅配メール等）での受付はできません。

◆事前審査

申込者全員について、公開抽選までに、入居申込書の記載内容等により審査します。

- 1 申込有効者には、抽選（申込受付）番号通知（はがき）を発送します。
- 2 申込無効者には申込無効通知（はがき）で理由を記してお知らせします。

◆公開抽選日
及び会場

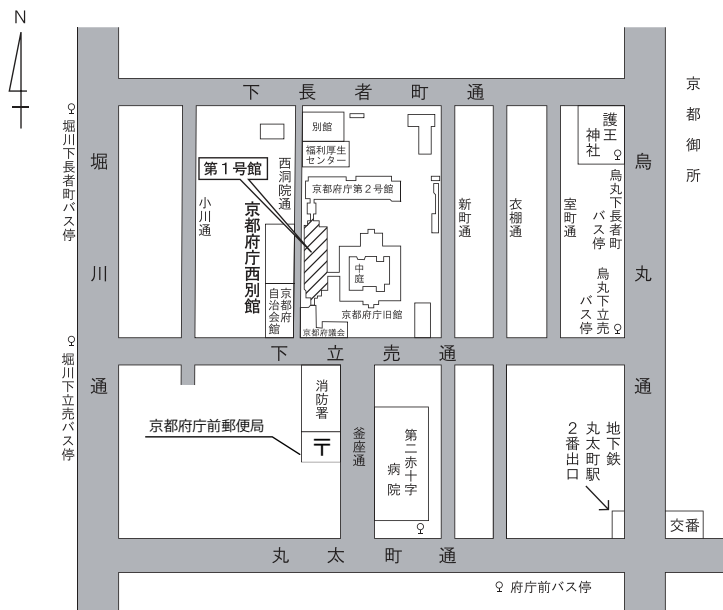
令和2年11月19日(木) 午前10時から午前10時30分頃まで

(時間は前後する場合があります。)

京都府庁第1号館1階 府民総合案内・相談センター

出席は自由です。

京都府庁第1号館 1階 府民総合案内・相談センター
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町



●地下鉄丸太町駅下車 徒歩約10分

※ 来客用駐車場はありません。

◆ 審 査

- 1 当選者について審査を行います。
- 2 審査では、申込書の記載内容を証明していただくために、住民票、課税証明書等の必要書類を提出していただき、必要に応じて実態調査を行います。
- 3 住民票、課税証明書等の必要書類を提出しないとき、又は申込書の記載内容が証明できないときや虚偽であることが判明したときには、失格となります。
(必要書類の提出期限は、令和2年12月9日(必着)までです。)
- 4 入居予定者は、府営住宅等入居者選考委員会の審議を経て選定します。(入居予定者への合格通知は、令和2年12月28日頃に発送予定です。)
- 5 入居予定者となった方が、やむを得ず入居を辞退する場合は、入居説明会までに辞退届を提出してください。なお、入居辞退の連絡がなく、入居説明会に欠席した場合は、入居説明会翌日に入居予定者としての資格を失います。
- 6 当選者の中から、失格者・辞退者がでたときには、補欠者について、必要書類を提出いただき、審査、選考委員会の審議を経て、入居予定者を選定します。その場合の入居時期は令和3年2月下旬頃の予定となります。
- 7 補欠者は令和3年1月14日までに繰上当選の連絡がない場合、空家入居予定者としての資格を失います。

◆ 入居予定の時期

- 令和3年1月下旬頃～(整備工事の都合等により遅れることがあります。)
- ※「申込受付から入居までの流れ」(17ページ参照)を見て、入居の時期、書類の提出期限等を確認のうえ申込してください。
 - ※鍵渡しまでに府営住宅室内をご覧ください(3-5ページ参照)。

◆ その 他

- 1 緊急連絡先
入居に当たっては緊急連絡先の届出を求めることとします。詳細については入居説明会の時に説明します。
 - 緊急連絡先届出書により、緊急連絡先を届け出てください。
 - 緊急連絡先についての注意事項
 - (1) 入居者及び緊急連絡先のそれぞれの個人情報について、管理上必要となる範囲で収集、利用、提供することについて同意をお願いしています。なお、この入居者及び緊急連絡先の個人情報は、府営住宅管理の目的の範囲でのみ用いることとし、この目的以外には使用いたしません。
 - (2) 入居者の安否確認、事件・事故等の緊急時にご協力をお願いする場合がありますので可能な限り同居者以外の親族の方を連絡先として届け出てください。ただし、難しい場合は、親族以外の方又は法人その他の団体(福祉施設等)でも構いません。
 - (3) 緊急の際には、緊急連絡先となっていた方に連絡する場合がありますので、連絡のつきやすい連絡先を届け出てください。できるだけ2人届け出てください。ただし、難しい場合は、1人でも構いません。
- ※なお、令和2年4月1日以降の入居にあたっては、連帯保証人が不要となりました。

- 2 敷金は家賃月額のうち3か月分が鍵渡し時に必要です。
- 3 府営住宅には、無断で他の親族等を同居させることはできません。
- 4 府営住宅では動物の飼育はできません。
（犬や猫などを飼いますと、なき声・臭い等で隣近所に迷惑をかけるので、絶対に飼わないでください。）
- 5 府営住宅を住まい以外の目的に使用することはできません。
- 6 その他府営住宅条例・規則及び京都府の指示に従わなければなりません。

府営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は自治会活動に積極的に参加していただきます。

特に、共用部分の清掃活動などへの参加については、入居者として当然の義務であり、積極的に参加してください。

また、階段の通路灯の電気料金など共同施設の管理運営に必要な共益費の負担が必要です。

5

一般募集予定月

○各月募集案内書は、その前月下旬頃から配布する予定です。

〈令和2年度募集予定月〉

令和2年 6月	7月	10月	11月	令和3年 2月※	3月
------------	----	-----	-----	-------------	----

※2月募集は2月2日から受付開始の予定

6

特定目的による優先入居募集

○特定目的による優先入居の募集は、特に住宅にお困りになっている高齢者世帯、母子世帯、父子世帯、DV被害者世帯、障害者世帯、長期結核療養者世帯、原爆被爆者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯、外国人研究者・留学生等世帯、犯罪被害者世帯、多子世帯、新婚世帯及び子育て世帯を対象に行います。

〈令和2年度募集予定月〉

令和2年 6月	10月	令和3年 2月
------------	-----	------------

○上記世帯に該当し入居を希望される方は、下記の問い合わせ先にご相談ください。

(申込先及び問い合わせ先)

(組織改正で名称等が変更される場合があります)

区 分	申 込 先	問 い 合 わ せ 先	
高 齢 者 世 帯	市区の福祉事務所 京都府保健所 (広域振興局健康福祉部) ※DV被害者世帯は下記	高齢者支援課 事業所・福祉サービス係	TEL075-414-4672
母 子 世 帯 父 子 世 帯 D V 被 害 者 世 帯		家庭支援課 ひとり親家庭支援係	TEL075-414-4584
障 害 者 世 帯 (重度・中度)		障害者支援課 スポーツ・文化芸術等 社会活動推進係	TEL075-414-4601
長期結核療養者世帯	健康福祉部 地域福祉推進課	地域福祉・福祉のまち推進係	TEL075-414-4569
原爆被爆者世帯	健康福祉部 健康対策課	疾病対策係	TEL075-414-4736
ハンセン病療養所 入所者等世帯	健康福祉部 健康対策課	感染症対策係	TEL075-414-4723
外国人研究者・留学生等世帯	国際課	国際化推進係	TEL075-414-4312
犯罪被害者世帯	府民環境部	安心・安全まちづくり推進課	TEL075-414-5079
多 子 世 帯 新 婚 世 帯 子 育 て 世 帯	京都市<西京区除く>地域	(株)東急コミュニティー 京都府営住宅管理センター	TEL075-354-1090
	乙訓<京都市西京区含む>・南丹地域	(株)東急コミュニティー 乙訓・南丹府営住宅管理センター	TEL075-382-1091
	山城地域	京都府住宅供給公社 業務部住宅管理課	TEL075-432-2018

※DV被害者世帯については下記の場所が申込先になります。

京都府家庭支援総合センター 京都市東山区清水四丁目185-1 TEL075-531-9910

京都府南部家庭支援センター 宇治市大久保町井ノ尻13-1 TEL0774-43-9911

京都府北部家庭支援センター 福知山市長田野町3丁目1-1 TEL0773-27-9020

京都府保健所 (広域振興局健康福祉部)

(ご注意) ・特定目的優先入居募集に申込される場合にも、一般募集と同様の申込資格が必要となります。

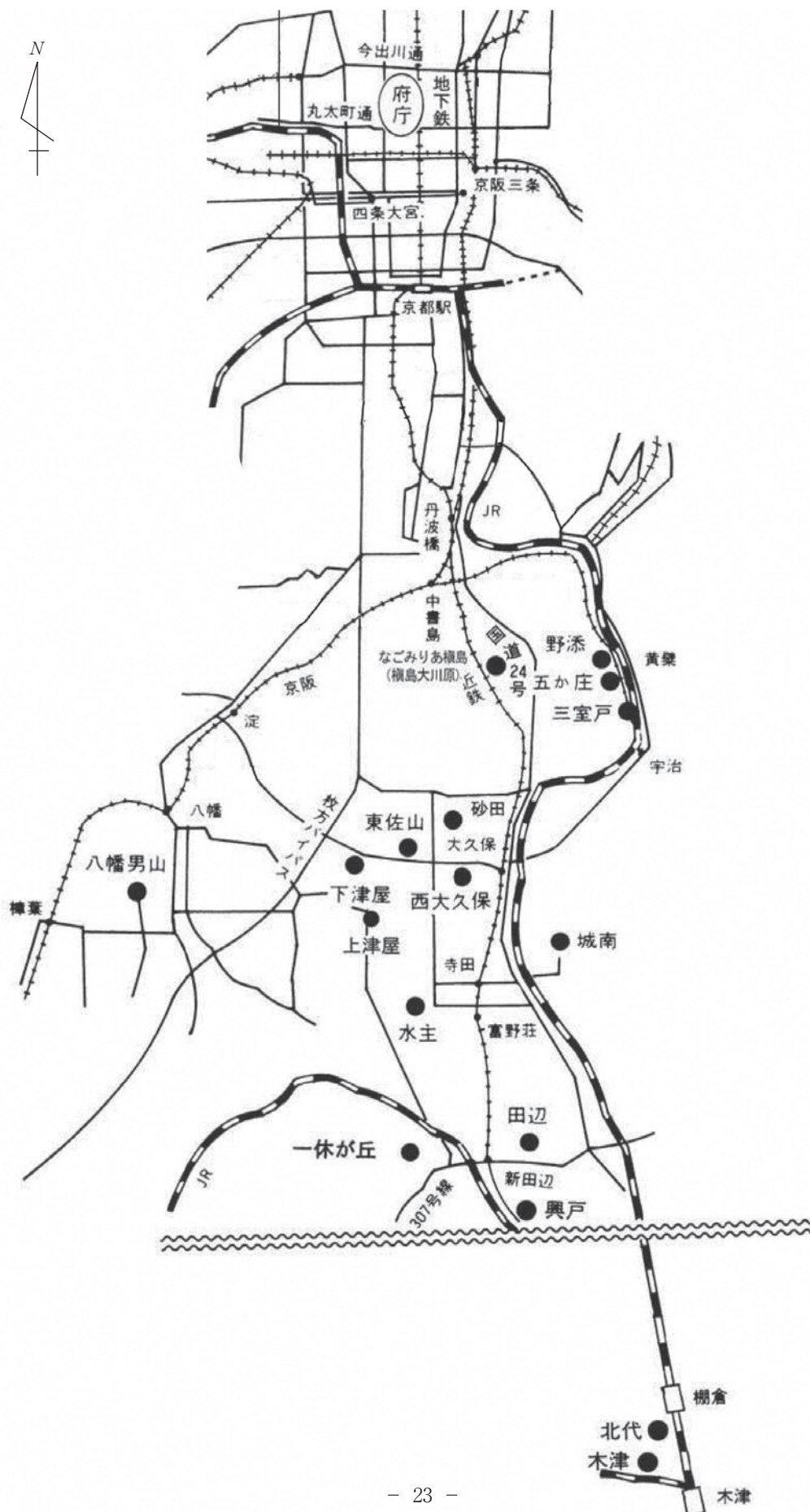
・特定目的優先入居募集に申込されても、一般募集に申込することができます。

7

山城地域 主な府営住宅所在地・位置図

建設年度	団地名	戸数	所在地	交通機関
47~50, 平元	西大久保	2,070	宇治市大久保町平盛・旦棕	近鉄大久保駅下車、西へ15分
60~62	三室戸	160	宇治市菟道谷下り	京阪三室戸駅下車、東へ3分
平24	なごみりあ横島(横島大川原)	150	宇治市横島町	近鉄向島駅から京都京阪バス横島コミセン下車、西へ4分
平10	砂田	100	宇治市伊勢田町	近鉄小倉駅から京阪バス名木北口下車、北西へ8分
58	五か庄	32	宇治市五ヶ庄福角	京阪三室戸駅下車、北へ10分
60	野添	24	宇治市五ヶ庄野添	京阪黄檗駅下車、西へ9分 J R 黄檗駅下車、西へ12分
54, 55	水主	245	城陽市水主	近鉄富野荘駅下車、西へ20分
41, 42	城南	175	城陽市寺田宮ノ谷他	近鉄寺田駅下車、東へ25分 J R 城陽駅下車、東へ8分
49	八幡男山	95	八幡市男山雄徳	京阪樟葉駅から京阪バス男山車庫下車、西へ3分
平12	上津屋	18	八幡市上津屋	京阪八幡市駅から京阪バス上津屋下車、3分
43~45, 58, 63	田辺	1,130	京田辺市河原	近鉄新田辺駅下車、東へ15分
平10	一休が丘	30	京田辺市薪	J R 京田辺駅下車、西へ20分
平6	興戸	21	京田辺市草内	近鉄興戸駅下車、2分
平6	北代	50	木津川市山城町椿井	J R 奈良線棚倉駅下車、南へ15分
平3	木津	39	木津川市相楽	J R 西木津駅下車、北へ3分
52, 54	下津屋	246	久世郡久御山町下津屋	京阪バス下津屋口下車、3分
50, 51	東佐山	215	久世郡久御山町佐山	近鉄大久保駅から京阪バス久御山団地口下車、北へ1分

山城地域 主な府営住宅位置図



給 与 支 払 証 明 書

(京都府営住宅入居申込用)

住 所	給 与 内 訳		年 月 日		職 種
	基 本 給	給 与 内 訳	年	月 日	
氏 名	就職年月日		控 除 額		控 除 関 係
月 別	給 与 総 額	所得税	その他		
年	給 与 手 当	時 間 外 手 当	円	円	有
月	家 族 手 当	そ の 他	円	円	無
月	賞 与 臨 時 手 当		円	円	老人
月					控除対象扶養親族数 (配偶者を除く)
月					特定 老人 その他
月					人 人 人
月					障 害 者 の 数
月					特 別 その他
月					人 人
月					寡婦(夫)
月					(該当する場合は、 ○印を記入)
月					16歳未満 扶養親族
計					人

給与支払日

給与計算日

<記入上の注意>

- 1 ボールペンで記入してください。
- 2 この証明書には、過去1年間の給与(就職後1年に満たない場合には、就職月からの給与)について記入してください。
- 3 後日「賃金台帳」と照合させていただくことがありますので、正確に記入してください。
- 4 訂正箇所がある場合は、当該箇所(代表者印)を押印してください。
- 5 通勤手当等非課税の所得についてには記入の必要はありません。

(印)

上記のとおり相違ないことを証明します。

所在地 電話 名称 代表者
令和 年 月 日 給与支払者

※ この欄は記入しないでください。 () × 12 + () = ()

営業実績証明書

(京都府営住宅入居申込用)

住所		業種	
氏名	年月日	年月日	年月日
月別	必要経費内訳	所得総額	控除関係
年	必要経費(B)	(A)-(B)	控除対象配偶者の有無等(該当の箇所に○印)
円	円	円	有
円	円	円	無
円	円	円	老人
円	円	円	控除対象扶養親族数(配偶者を除く)
円	円	円	特定 老人 人
円	円	円	その他 人
円	円	円	障害者の数
円	円	円	特 別 人
円	円	円	その他 人
円	円	円	寡婦(夫) (該当する場合は、○印を記入)
円	円	円	16歳未満扶養親族
円	円	円	人
計			

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日
住所
(名称)
氏名

(印)

<記入上の注意>

- 1 ポールペンを記入してください。
- 2 「所得総額」欄は、所得税法第27条に定める総収入金額から必要経費を控除した金額(税、社会保険料等を控除する前の金額)を記入してください。
- 3 この証明書には、過去1年間の実績(営業開始後1年に満たない場合には、営業を始めた月からの実績)について記入してください。
- 4 後日台帳と照合させていただくことがありますので正確に記入してください。

※ この欄は記入しないでください。 () × 12 + () = ()

2 府営住宅に入居した場合の生活状況

(1) 日常生活の状況について(できる、できないのどちらかの欄に○をつけてください。)

区 分	できる	できない	介助の有無
①炊事は自分でできますか			有 ・ 無
②買い物は自分でできますか			有 ・ 無
③食事は自分でできますか			有 ・ 無
④排便は普通のトイレで1人でできますか			有 ・ 無
⑤入浴は自分でできますか			有 ・ 無
⑥掃除、洗濯は自分でできますか			有 ・ 無
⑦住居の出入りは自分でできますか			有 ・ 無

(2) (1)で「できない」とした項目について、それをどのように補う予定ですか。具体的に記入してください。

介助者氏名 又は 名称		
住所・所在 及び 連絡先		
介助の項目を○でかこんでください。 その他があれば記入してください。	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ その他 ()	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ その他 ()

以上の申立のとおり相違ありません。

また、京都府住宅供給公社が単身入居の入居資格の審査を行うに際し、本申立書、応募書類及び面接等で知った事項について、関係行政機関に提供することに同意します。

令和 年 月 日

氏 名

印

(※全員記入してください)

*必ず②裏面にも記入してください

山城地域府営住宅の入居申込者の方へ

申込者(入居者)及び同居親族[府営住宅入居予定者]について、以下の該当する項目に○印を付けて必要事項を記入・押印の上、申込時に提出してください。

申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書(①表面)

京都府住宅供給公社理事長様

令和___年___月___日

申込者氏名_____⑩（認印）

①生活保護受給者が 《いる・いない》

→《いる》に○印を付けた方はその全ての生活保護受給証明書【原本】(直近のもの)を当選後に提出してください。

②年金〔国民・厚生・共済・基金・企業・遺族・障害等〕受給者が 《いる・いない》

→《いる》に○印を付けた方はその全ての年金通知ハガキ【全ページ写し】(直近のもの)を当選後に提出してください。

③障害者手帳(身体・精神・療育)所持者が 《いる・いない》

→《いる》に○印を付けた方はその全ての障害者手帳【全ページ写し】を当選後に提出してください。

④申込者本人を含む結婚可能年齢(男性18歳以上・女性16歳以上)の独身者が 《いる・いない》

→《いる》に○印を付けた方はその全ての氏名を記入し、該当する状況に○印を付けて、その方の戸籍謄本【原本】を当選後に提出してください。

氏名 _____ 《離婚・死別・未婚》

氏名 _____ 《離婚・死別・未婚》

氏名 _____ 《離婚・死別・未婚》

氏名 _____ 《離婚・死別・未婚》

⑤自家所有者(持ち家の方)が 《いる・いない》

→《いる》に○印を付けた方は所有権移転登記後の登記簿謄本【原本】等を期限までに提出してください。提出期限・入居予定時期については募集案内書6ページを参照してください。

*必ず①表面にも記入してください

山城地域府営住宅の入居申込者の方へ

申込者（入居者）及び同居親族〔府営住宅入居予定者〕について、以下の該当する項目に○印を付けて必要事項を記入・押印の上、申込時に提出してください。

申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書（②裏面）

⑥現在働いている者（アルバイト・自営業含む）が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方はその全ての氏名等を記入し、該当する状況に○印を付けて、募集案内書7～8ページに記載された必要書類を当選後に提出してください。

就職（開業）後、間がなく証明が1ヶ月未満の場合は入居時期が遅れることがあります。

○ 氏名 _____ 勤務先名称 _____

勤務先所在地 _____ 電話番号 _____

○ 氏名 _____ 勤務先名称 _____

勤務先所在地 _____ 電話番号 _____

○ 氏名 _____ 勤務先名称 _____

勤務先所在地 _____ 電話番号 _____

○ 氏名 _____ 勤務先名称 _____

勤務先所在地 _____ 電話番号 _____

⑦現在高校・大学等（中学校以下は除く）に在学中の者が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方はその全ての氏名等を記入してください。

在学証明書【原本】（高校生は学生証の写し可）を当選後に提出してください。

○ 氏名 _____ 学校名 _____ 学年 ____ 年生

○ 氏名 _____ 学校名 _____ 学年 ____ 年生

○ 氏名 _____ 学校名 _____ 学年 ____ 年生

○ 氏名 _____ 学校名 _____ 学年 ____ 年生

* ご不明の点は京都府住宅供給公社 住宅管理課 075-432-2018 までお尋ねください。